

会 報 《第453号》

次代を築くヒューマン・ネットワーク
一般社団法人兵庫県建築会



令和5年10月1日

目 次

I 第 513 回月例会

「 事業者のカーボンニュートラル 」

(公財) ひようご環境創造協会 常務理事 小塩 浩司 氏 . . . 2~5 頁

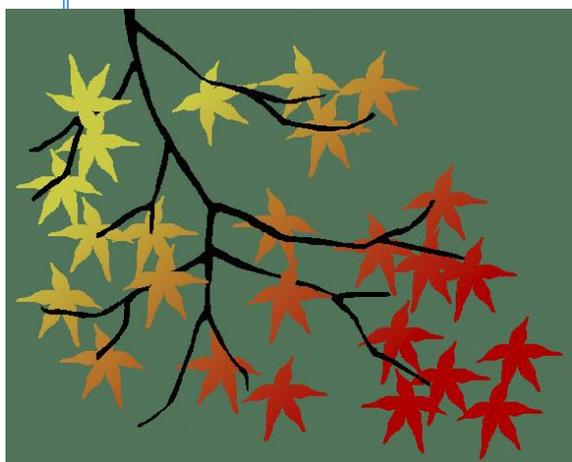
II 事業推進委員会

「 トルコ震災復興支援に向けた派遣報告 」

TC 神鋼不動産 (株) 専任顧問 出野上 聡 氏 (当会副会長) . . . 6~9 頁

III お知らせ 行事予定、その他 . . . 10 頁

IV 広報コーナー 兵庫県住宅再建共済制度、 . . . 11 頁



I 第513回月例会

「事業者のカーボンニュートラル」

(公財) ひょうご環境創造協会 常務理事 小塩 浩司 氏



【会長挨拶】



皆さんこんにちは。

本日も残暑厳しい中にもかかわらず、兵庫県建築会の月例会に多数ご参加いただき誠に有難うございます。

本日の月例会の演題とも深く関係していますが、7月中旬以降、全国的に猛暑が続きました。兵庫県内でも豊岡市では気温が39度を超えた日もあり大変な夏でありました。もうしばらく暑い日が続くと思われませんが、どうかお身体ご自愛ください。

さて、国連のグテーレス事務総長は「地球温暖化は終わり、“地球沸騰化の時代”が到来した」と危機感をあらわにしました。地球温暖化は、温室効果ガスが大気中に蓄積し、地球全体の平均気温が上がる現象であります。人間は産業革命以降、技術革新と共に化石燃料を燃やし多くの二酸化炭素を排出してきました。

その結果、世界の平均気温は既に産業革命前から約1.1度上がっており、国連機関気候変動に関する政府間パネル（IPCC）では、「人間が温暖化を引き起こしていることは疑う余地がない」と断言しました。

そして、現在も世界の二酸化炭素排出量は増加の一途をたどっており、日本では最も多く二酸化

炭素を排出する産業は不動産・建設業であります。脱炭素化社会を実現するためには、世界的に建築物への新技術活用や省エネルギーの重要性が増しています。そこで、本日の月例会では、「事業者のカーボンニュートラル」について小塩先生により、「2050年温室効果ガス排出ゼロ」の実現に向けた取り組みについてご講演をお願いしました。

当会は、創立50周年（1997年）での環境宣言「環境と共生する社会の実現」、そして、シンボルマークの制定。また、2004年には環境政策提言として「エコ建築化の推進について」を発行し各関係機関に配布しました。

本日は当会らしい環境をテーマにした月例会であり、改めて温室効果ガス排出量の測定や削減への取り組みなどについて学んで頂きたいと思えます。そして、会員各社の脱炭素経営実現に繋げて頂ければと願っています。

それでは、小塩先生宜しくお願い致します。



(会場風景)

【講 演】



数年前までは温暖化のお話をさせていただくと、温暖化などはまやかしだと言われ、非常にやりにくいことも多かったのですが、先ほどの山本会長のご挨拶にもありましたように、温暖化ということを事実として受け止めていただけるようになりました。

本日は気候変動の現状、事業者に対する社会的な背景、そこから生まれるビジネスチャンスについてお話しをさせていただきます。

私が所属しています「ひょうご環境創造協会」は昨年度創立 50 周年を迎えました。温暖化対策にも二十数年取り組んでまいりました。そして昨年度新たに事業者向けの対策、支援を行う「ひょうごカーボンニュートラルセンター」が協会内に設置されました。

気候変動の現状等の問題については、国連等の国際機関、政府、そして兵庫県も「気候変動に係る政府間パネル (ICPP)」報告書の見解に基づき進めております。

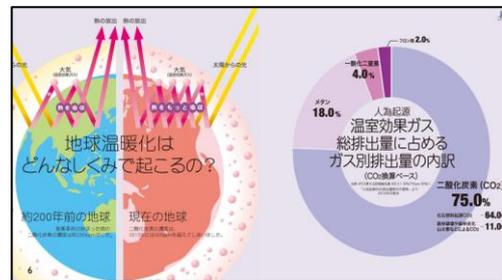
即ち、報告書の中身は地球温暖化を引き起こしているのが人間活動に伴うものだということが疑念の余地はなく、前回の 95%以上間違いないというのが、99%以上になっています。

温暖化が起こる仕組みは、太陽の熱が地球から出て行かないことです。太陽のエネルギーは約 3 割が雲などに反射されて宇宙に戻っていきます。残りの 7 割は海や陸地に吸収されます。海に吸収されたエネルギーは大気に放たれ、宇宙に逃げて

いきます。このエネルギーが遮られず逃げてしまったら地球の平均気温はマイナス 19 度になるといわれています。

このような状況で、地球で大切な役割を果たしているのが大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスです。温室効果ガスは地表から離れる熱を吸収し、再び大気に放たれ、その一部が大地を再び暖めるのです。

しかし、産業革命以降、私たちは石炭、石油を使い、二酸化炭素を大量に排出してきました。増えた二酸化炭素のため熱は宇宙に逃げにくくなり、地球温暖化が進んだわけです。このように二酸化炭素は悪さばかりしているのではなく、ただ増えすぎているということなのです。



最近猛暑が続いていますが、その頻度も右肩上がりであり、台風は激烈化しています。雨が降らない地域も数多くなったり、降れば極端な豪雨、線状降水帯はどこにでも現れてもおかしくない状況になっています。

食物栽培にも大きな影響が出ています。米の品質低下はもちろん、リンゴをはじめとした食物の育成地域が北上しており、将来へのリスクが大きくなってきています。

ノーベル物理学賞を受賞された真鍋先生による気候モデルが温暖化の予想測定の基本モデルになっています。それによりますとこのままの状態が続けば地球の気温は 5.7 度上昇するといわれています。それでは最早取り返しがつかないため、世界が挑戦しようとしているのはパリ協定で定められた気温上昇を 1.5 度以内に押さえ込むことを努力目標にすることでした。

そして世界が取り組もうとしているのが、2050 年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにしようということです。このため一つの通過点が 2030 年度になります。2030 年度には日本は 2013

年度比 46%の削減を目標といたしました。

このような国の動きを受けて、兵庫県でも「地球温暖化対策推進計画」を策定しました。中身は2030年度に2013年度比で48%削減と国の目標値を上回るものでした。

また再生可能エネルギーも一層の活用を増進することとしています。非住宅用の太陽光発電を2020年度実績から2030年度にはその数値を2倍とすることを目標としました。分かりやすくいいますと原発1.4基分ぐらいを再生可能エネルギーに使用とするものです。



建築会の皆さまに関係します産業部門では、オフィスなどで6~7割の削減を目標としています。産業部門全体では2013年度比4割の削減という野心的な目標を掲げています。

また、県下の22の市町では2050年度カーボンゼロ宣言をしています。

気候変動が企業にもたらすリスクや機会の可視化を推進するためものとしてTCFD（気候変動財務情報開示タスクフォース）がありますが、これへの参加は1,061団体で、世界で一番多くなっています。これは日本株式（東証プライム市場）上場に当たって実質TCFDが開示義務になっているからです。しかし、それが出来る能力がある企業が多いからとも言えます。

RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指すことですが、日本の建設業は先進的で意識が高く、参加者が非常に多いと思われます。また、資金需要の面においても、CO2の削減効果が高いところに資金が流れていく傾向が見受けられます。

世界で勝負する企業にとっては、サプライチェーン全体でCO2削減を目指さなければならない状況が生まれています。例えば、トヨタは主要取引先に温室効果ガスの排出量の前年度比3%削減を

求めました。日立製作所はサプライチェーン全体で温室効果ガスの排出量をカーボンニュートラルにすると表明しました。

企業間での脱炭素経営の要請の例	
<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素は、社会貢献やCSRだけでなく、取引先からの要請に広がる事業活動の一部となりつつある。 サプライチェーン全体で脱炭素化を目指す潮流が広まり、企業における脱炭素化・再エネ導入がより重要に。 	
Apple	アメリカ国内外に関係なく、110以上の取引先工場に再エネ転換を要請
トヨタ自動車	主要取引先に対してCO2排出量を前年度比3%削減を要請
ナブテスコ	主要サプライヤーの70%にSBT（中長期の目標）を設定させる
大日本印刷	購入金額の90%に相当する主要サプライヤーに2025年までにSBT目標を設定させる
第一三共	主要サプライヤーの90%に削減目標を設定させる
イオン	購入した製品・サービスからの排出量の80%に相当するサプライヤーにSBT目標を設定させる
住友化学	主要量の90%に相当するサプライヤーに科学に基づくGHG削減目標を設定させる

金融関係では、損保ジャパンが非上場企業の投資先に脱炭素に向けた取組を働きかけています。三井住友FG、三菱FGは貸付先に温室効果ガス排出量をゼロにすることを求めています。

このような状況のなかで、中小企業者はプライチェーンの中に残るために、温室効果ガス削減だけでなく、廃棄物の削減、有害物質の削減等いろいろな対策を講じるような環境配慮型企業となることが求められています。

環境省では、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション21を策定していますが、あまり増加していません。

しかし、兵庫県においては、右肩上がりが増加し、増加件数で全国一位になっています。これを導入している事業者は大企業ではなく、中小企業が多いわけです。

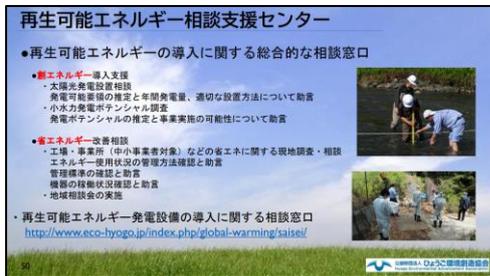
これはこのエコアクション21を取得すると、公共事業の入札の時に有利になる点数が増えるということがあります。行政が率先して公共事業の入札に関する加算点を増やすことで、建設業の皆さんのエコアクションの導入を活発化しているわけです。これも実際にお金をかけてエコを進めるというのではなく、制度を変えることで環境マネジメントを進める事例だと思います。

ひょうご環境創造協会の事業について紹介させていただきます。

「再生可能エネルギー相談支援センター」は個人、事業者を対象に省エネ設備、再エネ太陽光設

備の導入について、現地調査を行い、どのような対策が良いのかなどを診断する事業です。

また事業者の省エネ設備導入に当たっては、その一部を補助する制度などもあります。



また、融資制度も県が介在する形で低利の融資制度があります。

一例で話しますと、「オンサイト PPA 制度」があります。オンサイト PPA 事業者が事業者の建物の屋根、パーキングを借りて太陽光設備を設置します。そこで発電した電気を事業者が買うという仕組みです。この制度では、事業者の初期投資はゼロになるわけです。

そのため当協会では民間会社と共同で「ひょうご環境エネルギー合同会社」を昨年 7 月に設立しました。

ただこの制度は事業者が 20 年間電気供給しなくてはならず、買電するほうも 20 年間存続する必要があります。

「ひょうご版再エネ 100」は県と当協会が共同で作成したマッチングアプリです。省エネ設備を供給できる事業者と導入を検討している事業者をマッチングするアプリです。

本日ご参加されている皆さまも登録していただきますようお願いします。



カーボンニュートラルに関しまして、ご質問、お問い合わせがありましたら、ひょうご環境創造協会までご連絡いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

【質 疑】

(山本会長)

PPA 事業での場合、例えばガレージなどは何台ぐらいの駐車台数から対象となるのでしょうか。

(小塩氏)

ひょうご環境エネルギー合同会社の場合、最低設備 200 キロワット以上になるので、駐車場では 100 台以上になると思います。

【お礼 出野上 副会長】

本日は小塩様にカーボンニュートラルにつきまして、貴重なご講演をいただきありがとうございます。

地球温暖化は地球自身が困ることではなく、困るは人間だとの思いから、いろいろと考えるようになりました。

身近のことで言いますと畑で作るトマトは 9 月まで収穫できたのに、今年は 8 月だったか、今年の冬の雪は降らなくなるのかなあとか、自分の生活の中で感じることも多くなりました。

今日のご講演を拝聴して、より一層地球温暖化対策に取り組んでいかなければならないことを痛感した次第です。

本日はどうもありがとうございました。



II 令和5年度事業推進委員会

「トルコ震災復興支援に向けた派遣報告」

TC 神鋼不動産（株）専任顧問 出野上 聡 氏（当会副会長）



令和5年2月6日に発生したトルコ・シリア大地震（トルコ南東部地震）の発生から約1か月半経過した3月19日～29日（11日間）、震災からの復興支援に向け活動を行う国際協力機構（JICA）の調査団の一員として参加しました。

○トルコ共和国

面積：日本の約2倍＝約78万km²
人口：日本の約6割＝84.7百万人
※約9割が都市部に居住。

○トルコ・シリア大地震（トルコ南東部地震）

2023年2月6日午前4時17分（現地時間）
トルコ南東部のシリアとの国境付近でM7.8、
11分後にM6.7、同日午後1時24分にM7.5の地震が発生。
死者：トルコ・シリア併せて5.7万人以上
避難者：190万人超（2月末・3週間後）

1 派遣の目的

3月10日に打診を受け、急遽準備を行い、日本を出発した時点では、何処の被災地を訪問するか決まっていない状態での派遣でしたが、

- ・トルコ政府行政官との兵庫県の復興経験・知見の共有
- ・復旧・復興に関する被災自治体との意見交換などを主目的に現地で活動しました。

2 現地での主な活動

トルコ国内での活動は9日間で、内容は以下の通りでした。

- 1日目：日本大使館・JICA トルコ事務所で活動の方向性について打合せ
- 2日目：中東工科大学、TOKI（トルコ住宅開発庁）と意見交換

3日目：ボアジチ大学地震観測研究所・ゲゼブ工科大学で情報収集

4日目：環境・都市・気候変動省（MEUCC）と意見交換

4～7日目：被災地訪問

- ・エルビスタン市長と意見交換、カフラマンマラシェ大都市圏庁・ハタイ大都市圏庁で市長表敬及び担当官と意見交換、ガジアンテペ大都市圏庁で担当官と意見交換

8・9日目：MEUCC、土日基金などと意見交換

3 復旧・復興に向けて

地震から1か月半時点での政府関係者、被災自治体との意見交換を通じて、理解し、感じた内容について、いくつかのキーワードのもとにまとめてみました。

(1) 被災判定と建物除却

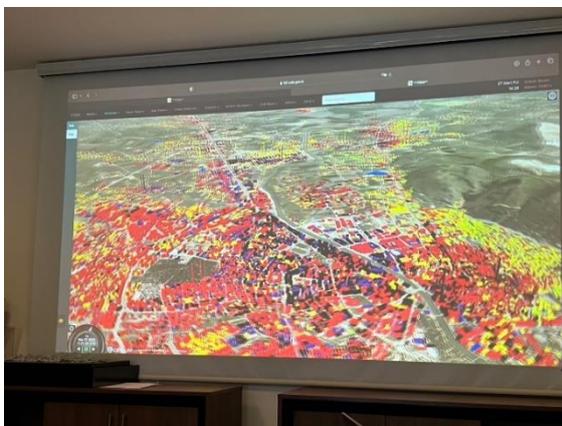
被災度ランクは、「緊急・大破・中破・小破」で、4段階に分かれています。

日本との大きな違いは、被害のあった建物のうち小破以外は除却命令が出され、建物を除却するかどうかは国が決めるというところでした。（これに対して所有者の異議申し立ては可能で再判定が行われます。）

判定結果は、QRコードを建物に張り付けることにより、所有者が結果、その根拠などを知ることができ、また、敷地ごとの結果を地図上に落とし込むことにより、被災マップが連動して作成出来るソフトウェアも開発され、被災状況を即座に把握するのに有効だと思いました。



判定結果を QR コードにして建物に貼付け



被災データをもとにしたデジタルマップ

(2) 住まい復興に向けて

私が訪問した時点では、190 万人の被災者に対し、主にコンテナハウスの仮設住宅を 2 か月で 20 万戸を設置し、約 1 年の間に 65 万戸の恒久住宅を建設する予定でした。

その後、トルコ政府は 8 月現在、「約 57 万人にコンテナハウスの仮設住宅を提供したが、未だ約 3 万人がテント、約 2 万人が公共施設に避難し、そして、約 140 万人以上が震災の影響を受けている」と公表しています。

① 避難所ではなくテント村

学校の体育館などの避難所に集まるという形式をとらず、主に政府が各国から支援されたものも含め、テントを各世帯に配布し、被災者は学校のグラウンドで集団的に、あるいは各自の家の庭に個々に建てています。集団的

に建てられたテント村では、トイレ・シャワーブース、幼稚園テント、図書館バスのほか、パン・総菜を作る調理コンテナ（ほかのテント村にも配送）が設置され、心理カウンセラーを定期的に派遣し心のケアに努めるなどソフト面に配慮した所もありました。



個人敷地に設けられたテント

② コンテナハウスによる仮設住宅

仮設住宅はコンテナハウスの活用により建設期間の短縮が図られていました。面積は 20 m²程度のものであり、住環境としては十分でないと思われます。

ただ、プレハブの仮設も建設されており、規模も 7～80 m²/戸で住環境も充実したものもありました。



プレハブタイプの仮設住宅

③ 恒久住宅の大量建設

190 万人以上もの被災者に対し、国・自治体として、どのような住宅をどのように整備・提供していくのかという方向性は明らかでは無かったですが、住宅の復興の主力となっているのが、TOKI（トルコ住宅開発庁）が建設する恒久住宅です。

TOKI とはトルコ版の公営住宅を建設する国の機関で、整備する全 65 万戸のうち 2/3 を担うとのことでした。その後政府は来年 2 月までに被災者用に 31 万 9 千戸を完成させると発表しています。

住宅は被災者に分譲され、被災者は、購入価格のうち 2/3 が国から補助を受け、残りを金融機関から借入れ 20 年で返済して行きます。さらに借入金に対しても、返済の猶予期間が設けられるとともに、国からの支援を受けるとのことでした。

この制度は、今回の震災に対してのみ適用されたのではなく、トルコで災害が起こると政府が提供する住宅整備の基本的な制度で他の災害時にも適用しているとのことでした。

4 被災市街地の状況

(1) がれき撤去のスピードが速い

前述したとおり、国による被災建物の強制除却・撤去が進められており、がれき撤去のスピードは非常に早く感じました。特に、いわゆるパンケーキクラッシュした建物は、ほとんど除却し撤去されていました。

日本では、原則として所有者の申し出により行われますが、行政による積極的な制度が被災した建物の除却・がれき撤去を進める大きな要因となっていると推測されます。

一方で、最近では異議申し立ての手続きの遅延などのためか、がれき処理のスピードは鈍化しており、被災したままホテルや商業施設に利用し始めた建物も出てきているといったことも聞かれ、新たな課題となっています。

トルコでは、建設廃棄物のほとんどが分別

されずに仮処分場に搬送されていました。分別に関する法制や技術は整備途上で、「トルコでは法制度が機能する前に震災が起こってしまった。」との意見も聞かれました。



がれき処理が進む市街地

(2) 被害の少なかった建物に対して

被害が大きかった建物を強制的に除却していくのに対し、政府、自治体としては、強制的には撤去しない「被害の少なかった建物に対して、どのような対応をしていくべきか」という問題意識が見られました。

特に耐震化を図る補修・改修工法の確立、助成など公的支援をいかに行うかといった点に、今後の日本からの情報提供や技術支援の可能性はあるのではないかと感じました。

(3) 人口流出が顕著

震災後の生活のため、親族、知り合いなどを頼りに居住地を離れる人が多数となり、ハタイ大都市圏では人口 43 万人のうち 38 万人が市外に避難しました。また、エルビスタン市では人口 15 万人のうち 10 万人が市外に避難し、そのうち 2 万人（2 割）は戻ってこないだろうと市の見解でした。

5 都市計画・まちづくり

(1) 建築制限

都市計画などの復興の諸計画は国が策定するので、まちづくりに関して被災自治体としては国から考えが示されるのを、「待っている」という感じがしました。ただ、少なくとも地震後2か月間は被災地全域で「建築制限」を適用し、この間に被災自治体では、道路、上下水道といったインフラ関連の復旧とその後の漏水等の対応に努めていました。また、建築制限の解除後において、建築時の法令違反へどのように対応するかが課題との認識を持っていました。

(2) 都市計画

行政担当官レベルでは、震災以前より都市部の人口は過密と認識しており、今回被災した建物が多く被災した地域は高さを制限することにより、建物ボリュームを小さくする方針であるといった意見が聞かれました。災害復興住宅をほぼ全て郊外に建設するなど、郊外居住を推進し、都心部の密度の緩和を図るような取り組みが行われています。

(3) 災害復興住宅は郊外に建築

前述のとおり、災害復興住宅は郊外に建築されています。TOKIが平時に郊外ニュータウンを建設する際に、余剰的に用地を購入し、それを災害復興住宅用地として活用しています。(一部の被災地では新規購入)。被災者の高層建物への拒否感を反映してか、用地が十分に確保されているからか、1年間という短期間での建設を必要とされているからか、建築される住宅は中層で、高層は必要とされていませんでした。

6 まとめ

災害時に行政機関が適切に活動を行うための防災計画的なものは、これまでの災害を踏まえながら整備してきており、そこには例えばテント→仮設住宅→恒久住宅の提供・整備、それを担う所管官庁・機関などがマニュアル的に位置付けられているようでした。

これまでも、いくつかの災害において運用されているためか、避難所(テント村)、がれき、住宅などの各分野による個別での動きは速く感じました。

横断的に復興全体の方向性を示すマスタープラン的な復興計画は、今回の訪問をふまえてJICAが支援し、モデル的な都市を対象に、策定の作業が進められていると聞いています。

被災地から離れた人を呼び戻すためにも、「住宅」と「産業」の復興が急務であり、復興計画により復興の方向性が示され、各種関係機関連携しつつ事業が行われ、被災者の多様性にも配慮された住まいやまちの復興が進められることに期待しています。

おわりに

兵庫県退職を年度末に控え、あわただしい中でしたが、JICA、兵庫県、兵庫県住宅供給公社、4月より新しい職場となっております、TC神鋼不動産株式会社など多くの皆様のご配慮により訪問・活動し、そして今回の報告を行うことができましたことに深く感謝申し上げます。

Ⅲ お知らせ

◎行事予定

1 月例会

日時：令和5年10月5日（木）
13：00～14：00
場所：神戸三宮東急 REI ホテル
内容：「地域づくりへの取組」
講師：兵庫県北播磨県民局長 守本真一 氏

2 令和5年度第3回理事会

日時：令和5年10月5日（木）
14：00～15：00
場所：神戸三宮東急 REI ホテル
内容：・令和5年度事業執行状況
・令和6年度事業計画案
・その他

3 研修交流会

日時：令和5年10月26日（木）
場所：城山ゴルフ倶楽部

* 諸般の事情により日程変更になりました。

4 視察会（月例会併催）

日時：令和5年11月30日（木）
13：00～15：00
場所：旧甲子園ホテル
（現武庫川女子大学 建築学部キャンパス）
内容：旧甲子園ホテル並びに大学キャンパス
（旧甲子園ホテルのパティシエが作るケーキなどもいただける予定です）

* 諸般の事情により日程変更になりました。

5 事業推進委員会

日時：令和5年12月7日（木）
17：00～19：00
場所：神戸元町 梅の花
内容：・講演「県立兵庫工業高校の取組」
県立兵庫工業高校校長 岩井高士 氏
・懇親会

6 令和6年新春交流会

日時：令和6年1月11日（木）
17：00～19：00
場所：神戸三宮東急 REI ホテル

◎立花 充氏（当会監事）黄綬褒章受章祝賀会の開催

立花 充氏の黄綬褒章祝賀会が、9月21日にホテル日航姫路におきまして、発起人である当会の山本会長をはじめ、各界の方々が多数出席され、盛大に開催されました。
改めまして、おめでとうございます。



◎編集後記

令和5年度も半分が過ぎ、後半戦に突入しました。視察会も「旧甲子園ホテル」の見学が実現し、当時のケーキセットも賞味できるとのことでした。ご期待ください。

そのほか月例会なども多様な話題で開催する予定ですので、御参加の程よろしくお願ひします。

まれに見る猛暑の夏は残暑という名前に代わりましたが、相変わらず汗だくだくの毎日を過ごしています。

会員の皆さまもご自愛いただき、会の行事にご参加ください。

事務局 : 吉本義幸、石井滝実子
電話 : 078-996-2851
FAX : 078-996-2852
Email : archit-k@axel.ocn.ne.jp

安心をカタチに

兵庫県住宅再建 共済制度 フェニックス共済



自然災害から守りたい「住まい」と「暮らし」

今後、もしも！！

南海トラフ地震が発生したら

- ▶ 30年以内の発生確率 最大 80%!
- ▶ 県内の被害想定 全半壊 21.5万棟!

活断層地震が発生したら

- ▶ 油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など

大型台風が直撃したら
豪雨による災害が発生したら

自然災害で被災した
住まいの再建に備えて **兵庫県が実施する共助のしくみ!**

県内に住宅(戸建て・マンションなど)をお持ちの方に

県内の住宅(借家含む)にお住まいの方に

住宅再建共済	一部損壊特約	家財再建共済
年額 5,000円 で 再建、補修時等に 最大 600万円 給付!	プラス 年額 500円 で 補修時等に 25万円 給付!	単独加入 年額 1,500円 で 住宅とセット加入の場合 年額 1,000円 で 購入・修復時に 最大 50万円 給付!
※半壊(損害割合 20%)以上	※損害割合10%以上20%未満	※床上浸水・半壊以上

※ 住宅の被害認定(損害割合)は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

お問い合わせ

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

コールセンター **078-362-9400** (平日9:00~17:00)
FAX: 078-362-4082

E-mail jutakukyosaikikin@pref.hyogo.lg.jp

フェニックス共済 検索 加入申込書はダウンロードできます



「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・県民局・県民センター・市役所・町役場・郵便局(簡易郵便局除く)にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、インターネットからのご加入が便利です!

